

年 発 1214 第 1 号

平成 28 年 12 月 14 日

地方厚生(支)局長 殿

厚生労働省年金局長

(公 印 省 略)

「確定給付企業年金法施行令の一部を改正する政令」(平成 28 年政令第 375 号)等の
施行に伴う確定給付企業年金関係通知の一部改正について

本日、「確定給付企業年金法施行令の一部を改正する政令」(平成 28 年政令第 375 号)、「確定給付企業年金法施行規則等の一部を改正する省令」(平成 28 年厚生労働省令第 175 号)及び「確定給付企業年金法施行規則第四十三条第一項に規定する通常
の予測を超えて財政の安定が損なわれる危険に対応する額の算定方法」(平成 28 年厚生労働省告示第 412 号)が公布され、それぞれ平成 29 年 1 月 1 日から施行されることとなったところである。

これに伴い、「確定給付企業年金制度について」(平成 14 年 3 月 29 日年発第 0329008 号)及び「確定給付企業年金の財政計算等に係る特例的扱いについて」(平成 20 年 9 月 11 日年発第 0911011 号)を別添 1 及び別添 2 のとおり改正し、平成 29 年 1 月 1 日から適用することとしたので、貴管下の確定給付企業年金の事業主等の指導について遺憾のないよう配慮されたい。

確定給付企業年金制度について（平成14年3月29日年発第0329008号） 新旧対照表

新	旧
<p>確定給付企業年金法並びにこれに基づく政令及び省令について（法令解釈）</p> <p>第1 規約の承認又は基金の設立認可の基準に関する事項 （略）</p> <p>1 （略）</p> <p>2 給付の額を減額する場合の取扱い</p> <p>(1) 給付の額を減額する場合にあっては、次に掲げる事項について留意すること。</p> <p>①・② （略）</p> <p>③ <u>規則第5条第5号の「該当することとなる蓋然性が高いこと」とは、変更後のリスク分担型企业年金（規則第1条第3号に規定するリスク分担型企业年金をいう。以下同じ。）において、規則第53条第3項に規定するリスク充足額（以下「リスク充足額」という。）が財政悪化リスク相当額（規則第43条第1項に規定する財政悪化リスク相当額をいう。以下同じ。）の2分の1以上であることをいうものであること。</u></p> <p><u>また、規則第5条第6号の「該当する蓋然性が高いこと」とは、変更前のリスク分担型企业年金において、リスク充足額が財政悪化リスク相当額の2分の1以下であることをいうものであること。</u></p>	<p>確定給付企業年金法並びにこれに基づく政令及び省令について（法令解釈）</p> <p>第1 規約の承認又は基金の設立認可の基準に関する事項 （略）</p> <p>1 （略）</p> <p>2 給付の額を減額する場合の取扱い</p> <p>(1) 給付の額を減額する場合にあっては、次に掲げる事項について留意すること。</p> <p>①・② （略）</p> <p>（新設）</p>

④・⑤ (略)

⑥ 規則第5条第5号に基づきリスク分担型企業年金を開始する場合及び規則第5条第6号に基づきリスク分担型企業年金を終了する場合には、対象となる全受給権者等に対し、事前に、給付設計の変更に関する十分な説明を行うこと。

⑦ 規則第6条第1項第2号ロに「その他の当該最低積立基準額が確保される措置」とあるが、例えば、次に掲げるものはこれに該当するものであること。

ア 規約の変更による給付の額の減額がないものとして算定した最低積立基準額を一時金として支給する措置に加えて、次のa又はbその他の給付の額の減額がないものとして合理的に算定した額を一時金として支給する選択肢を追加する方法。

a 規約の変更による給付の額の減額がないものとして、規則第26条第3項に規定する予定利率及び予定死亡率により算定される給付に要する費用の予想額の現価に相当する額（以下この⑦において「通常予測給付現価相当額」という。）

b 規約の変更による給付の額の減額がないものとして、規約の定めるところにより算定される一時金として支給する老齢給付金の額（以下この⑦において「選択一時金の額」という。）

イ (略)

ウ 前記イの措置に加えて、前記イ中「最低積立基準額」を「通

③・④ (略)

(新設)

⑤ 規則第6条第1項第2号ロに「その他の当該最低積立基準額が確保される措置」とあるが、例えば、次に掲げるものはこれに該当するものであること。

ア 規約の変更による給付の額の減額がないものとして算定した最低積立基準額を一時金として支給する措置に加えて、次のa又はbその他の給付の額の減額がないものとして合理的に算定した額を一時金として支給する選択肢を追加する方法。

a 規約の変更による給付の額の減額がないものとして、規則第26条第3項に規定する予定利率及び予定死亡率により算定される給付に要する費用の予想額の現価に相当する額（以下この⑤において「給付現価相当額」という。）

b 規約の変更による給付の額の減額がないものとして、規約の定めるところにより算定される一時金として支給する老齢給付金の額（以下この⑤において「選択一時金の額」という。）

イ (略)

ウ 前記イの措置に加えて、前記イ中「最低積立基準額」を「給

常予測給付現価相当額又は選択一時金の額その他合理的に算定した一時金の額」と読み替えて適用する選択肢を追加する方法。

⑧～⑩ (略)

(2) 次のいずれか一の場合に該当するときは、給付の額の減額として取り扱うこと。ただし、加入者（受給権者を除く。）の給付設計の変更の際し、①のウに該当する場合は、少なくとも5年程度は各加入者に当該変更が行われなかったとした場合の最低積立基準額を保証する経過措置を設けており、かつ、①のア及びイのいずれにも該当しないときは、給付の額の減額として取り扱わないものとする。なお、通常予測給付現価又は最低積立基準額の計算に用いる基礎率は、給付設計の変更前後で同一のものを用いることとし、給付の額の算定において、規則第28条第1項に規定する指標を用いている場合にあっては、当該指標の直近5年間の実績値の平均値を当該指標の見込みとして用いて計算するものとする。

① 次のアからウまでのいずれかに該当する場合

ア 給付設計の変更前後の総通常予測給付現価が減少する場合

イ 一部の加入者又は受給権者等について、当該者に係る通常予測給付現価が給付設計の変更によって減少する場合

ウ 各加入者又は各受給権者等の最低積立基準額が減少する場合

② リスク分担型企業年金でない確定給付企業年金からリスク

付現価相当額又は選択一時金の額その他合理的に算定した一時金の額」と読み替えて適用する選択肢を追加する方法。

⑥～⑧ (略)

(2) 次のいずれか一の場合に該当するときは、給付の額の減額として取り扱うこと。ただし、加入者（受給権者を除く。）の給付設計の変更の際し、③に該当する場合は、少なくとも5年程度は各加入者に当該変更が行われなかったとした場合の最低積立基準額を保証する経過措置を設けており、かつ、①及び②のいずれにも該当しないときは、給付の額の減額として取り扱わないものとする。なお、給付現価又は最低積立基準額の計算に用いる基礎率は、給付設計の変更前後で同一のものを用いることとし、給付の額の算定において、規則第28条第1項に規定する指標を用いている場合にあっては、当該指標の直近5年間の実績値の平均値を当該指標の見込みとして用いて計算するものとする。

① 給付設計の変更前後の総給付現価が減少する場合

② 一部の加入者又は受給権者等について、当該者に係る給付現価が給付設計の変更によって減少する場合

③ 各加入者又は各受給権者等の最低積立基準額が減少する場合

(新設)

分担型企業年金への変更又はリスク分担型企業年金からリスク分担型企業年金でない確定給付企業年金への変更をする場合（①に該当する場合を除く。）

- ③ リスク分担型企業年金における制度変更であって、全部又は一部の加入者又は受給権者等について、積立金の額とリスク分担型企業年金掛金額の予想額の現価に相当する額を合算した額（規則第64条の規定により掛金を拠出する場合にあっては、当該拠出する額を含めるものとする。）から財政悪化リスク相当額の2分の1の額を控除した額が減少する場合（①に該当する場合を除く。）

この場合において、一部の加入者又は受給権者等に係る積立金の額、リスク分担型企業年金掛金額の予想額の現価に相当する額及び財政悪化リスク相当額の算定については、通常予測給付現価により按分したものをを用いること。

なお、加入者及び受給権者等について、新たな給付を、従来の給付との間で選択することができるものとして追加する規約変更であって、かつ、当該規約変更が上記①から③のいずれにも該当しない場合は、給付の額の減額として取り扱わないものとする

こと。
また、②の場合であって、規則第5条第5号又は第6号に該当する場合には、規則第5条第1号から第4号までの理由に基づく必要はないこと。

3 (略)

(新設)

なお、加入者及び受給権者等について、新たな給付を、従来の給付との間で選択することができるものとして追加する規約変更であって、かつ、当該規約変更が上記①から③のいずれにも該当しない場合は、給付の額の減額として取り扱わないものとする

3 (略)

第2・第3 (略)

第4 掛金の額に関する事項

1～5 (略)

6 特別掛金額、リスク対応掛金額及びリスク分担型企業年金掛金額の算定方法

(1) 規則第46条第1項第4号又は第46条の2第1項第4号に規定する方法により掛金を計算する場合は、次に留意すること。

① 規則第46条第1項第4号イ又は第46条の2第1項第4号イの「定期的」とは、例えば、1年、6月又は1月ごとのような一定の期間であること。なお、初めて掛金を引き上げるまでの期間については、当該一定の期間内であればよいこと。

② 規則第46条第1項第4号イ又は第46条の2第1項第4号イの「引上げ額が経年的に大きくなる」とは、前回の引上げ額を上回らないように引上げを行うことであること。

(2) 規則第46条の2第4項において、特別掛金額の予定償却期間の残存期間はリスク対応掛金額の予定拠出期間の残存期間より短い期間でなければならないこととされているが、これについては、原則として、次の①から④までのとおり取り扱うこと。

① 規則第46条第1項第2号の方法により特別掛金額を計算する場合における予定償却期間は、同号の下限特別掛金額の予定償却期間とし、規則第46条の2第1項第2号の方法によりリスク対応掛金額を計算する場合における予定拠出期間は、同号の最短期間とすること。

第2・第3 (略)

第4 掛金の額に関する事項

1～5 (略)

6 規則第46条第1項第4号に規定する掛金の設定方法

規則第46条第1項第4号に規定する方法により掛金を計算する場合は、次に留意すること。

① 規則第46条第1項第4号イの「定期的」とは、例えば、1年、6月又は1月ごとのような一定の期間であること。なお、初めて掛金を引き上げるまでの期間については、当該一定の期間内であればよいこと。

② 規則第46条第1項第4号イの「引上げ額が経年的に大きくなる」とは、前回の引上げ額を上回らないように引上げを行うことであること。

(新設)

② 規則第46条第1項第3号の方法により特別掛金額を計算する場合の予定償却期間は、規約に定めのない場合には、同項に規定する過去勤務債務の額が当該事業年度の標準掛金額以下になると見込まれるまでの期間とすること。また、規則第46条の2第1項第3号の方法によりリスク対応掛金額を計算する場合の予定拠出期間は、規約に定めのない場合には、同号に規定するリスク対応額が当該事業年度の標準掛金額以下になると見込まれるまでの期間とすること。

③ 規則第46条の2第4項の規定の適用に当たって、特別掛金額の予定償却期間が複数ある場合には、最も長い残存期間を用いること。また、リスク対応掛金の予定拠出期間が複数ある場合には、最も短い残存期間を用いること。

④ リスク対応掛金額の拠出期間中に新たに特別掛金額の拠出を開始する場合又は特別掛金額の償却期間中に新たにリスク対応掛金額の拠出を開始する場合においても、規則第46条又は第46条の2の規定に基づき、特別掛金額の予定償却期間又はリスク対応掛金の予定拠出期間を変更して、規則第46条の2第4項の規定を満たすように措置する必要があること。

(3) 規則第46条の3第2項の規定により再計算する場合とは、給付の設計を変更することなく法第4条第6号に掲げる事項を変更し、リスク分担型企業年金掛金額を増額又は減額する場合であること。

(新設)

第6 積立金の運用に関する事項

1 運用の基本方針について

令第45条第1項において、事業主（規則第82条に規定する要件に該当する規約型企業年金を実施するものを除く。1及び2並びに別紙1及び別紙2において同じ。）及び基金（以下「事業主等」という。）は、積立金の運用に関して、運用の目的その他厚生労働省令（規則第83条第1項及び第2項）で定める事項を記載した基本方針（以下「運用の基本方針」という。）を作成しなければならないこととされているが、運用の基本方針に記載すべき具体的な内容は、運用の基本方針の策定指針（別紙1）のとおりとすること。

なお、運用の基本方針の作成又は変更に当たっては、令第45条第3項の規定に基づき、加入者の意見を聴くこと。

当該加入者の意見を聴く方法は、規則第84条の2第1項に規定する方法により実施すること。なお、加入者の意見を聴く方法については次の①から④までに留意すること。

- ① 規則第84条の2第1項第1号の方法により行う場合で、当該加入者の代表者が参画する委員会を設置する場合にあっては、同条第2項の規定に基づき、専門的知識及び経験を有する代理人を当該委員会に参加させることも可能であること。
- ② 規則第84条の2第1項第2号イの意見の提出の機会については、全ての加入者に対して公平に与えられるものであること。
- ③ 規則第84条の2第1項第3号の意見を聴く方法について、例えば、業務概況に意見を受け付ける連絡先を記載する等の方

第6 積立金の運用に関する事項

1 運用の基本方針について

令第45条第1項において、事業主（規則第82条に規定する要件に該当する規約型企業年金を実施するものを除く。1及び2並びに別紙1及び別紙2において同じ。）及び基金（以下「事業主等」という。）は、積立金の運用に関して、運用の目的その他厚生労働省令（規則第83条第1項及び第2項）で定める事項を記載した基本方針（以下「運用の基本方針」という。）を作成しなければならないこととされているが、運用の基本方針に記載すべき具体的な内容は、運用の基本方針の策定指針（別紙1）のとおりとすること。

法があること。

- ④ 運用の基本方針の作成又は変更に当たっては、規約で定めるところにより、受給権者等の意見を聴くことも可能であること。

2～4 (略)

第7 (略)

第8 その他の事項

1・2 (略)

3 確定給付企業年金の事業の運営は、事業主と加入者が労使合意の下に民主的に行うべきものであり、加入者も自らの受給権の保護を図るために代議員会等の場において積極的に確定給付企業年金の事業の運営に参画することが求められること。また、業務概況の加入者への周知は、かかる加入者の参画を促し、健全な運営を担保する目的を持つものであることから、周知に当たっては、分かりやすく、かつ正確な情報の提供に努めるとともに、加入者全員に確実に周知が行われる方法を選択すること。さらに、受給権者や受給待期脱退者についても、可能な限り、加入者と同様の措置を講ずるよう努める必要があること。ただし、リスク分担型企业年金を実施する事業主等は、受給権者や受給待期脱退者に対して、当該業務概況の周知を必ず行わなければならないこと。

4 規則第87条第1項第8号の「調整率の推移その他調整率に関する事項」とは、例えば、以下に掲げる事項を定めるものであること。

2～4 (略)

第7 (略)

第8 その他の事項

1・2 (略)

3 確定給付企業年金の事業の運営は、事業主と加入者が労使合意の下に民主的に行うべきものであり、加入者も自らの受給権の保護を図るために代議員会等の場において積極的に確定給付企業年金の事業の運営に参画することが求められること。また、業務概況の加入者への周知は、かかる加入者の参画を促し、健全な運営を担保する目的を持つものであることから、周知に当たっては、分かりやすく、かつ正確な情報の提供に努めるとともに、加入者全員に確実に周知が行われる方法を選択すること。さらに、受給権者や受給待期脱退者についても、可能な限り、加入者と同様の措置を講ずるよう努める必要があること。

(新設)

<p>① <u>年金額改定のルール</u></p> <p>② <u>過去5年程度の調整率の推移</u></p> <p>③ <u>②の調整率の算出根拠となったデータ</u></p> <p>④ <u>その他、調整率に重要な影響を与えると認められる事項</u></p> <p><u>5～9</u> (略)</p> <p>別紙1～別紙3 (略)</p>	<p><u>4～8</u> (略)</p> <p>別紙1～別紙3 (略)</p>
--	--

確定給付企業年金の財政計算等に係る特例的扱いについて（平成20年9月11日年発第0911011号） 新旧対照表

新	旧
<p>確定給付企業年金法施行規則（平成14年厚生労働省令第22号）第44条、第46条、<u>第46条の2、第46条の3</u>及び第59条に係る特例的扱い並びに<u>第87条の2、第88条の2及び第98条の2</u>に基づく取扱いについて、下記のとおり定めたので、貴管下の確定給付企業年金の事業主等の指導について、遺憾のないよう配慮されたい。</p>	<p><u>確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令（平成20年厚生労働省令第141号）</u>が、平成20年9月11日から施行されることに伴い、<u>確定給付企業年金法施行規則（平成14年厚生労働省令第22号）</u>第44条、第46条及び第59条に係る特例的扱い<u>及び第87条の2、第88条の2若しくは第98条の2</u>に基づく取扱いについて、下記のとおり定めたので、貴管下の確定給付企業年金の事業主等の指導について、遺憾のないよう配慮されたい。</p>
<p>記</p>	<p>記</p>
<p>第1 趣旨</p> <p>2以上の厚生年金適用事業所の事業主が共同で確定給付企業年金を実施する場合には、財政責任の明確化及び財政基盤の安定化の観点から、掛金については、各実施事業所（確定給付企業年金法（平成13年法律第50号）第4条に規定する「実施事業所」をいう。以下同じ。）が一律に負担することを原則としているが、実施事業所が増加する場合又は一部の実施事業所が異なる給付区分を設ける場合等については、増加した実施事業所とそれ以外の実施事業所との間又は各給付区分の状況を勘案した掛金等の特例的扱いを認めることとしたこと。</p> <p>第2 用語の定義</p>	<p>第1 趣旨</p> <p>2以上の厚生年金適用事業所の事業主が共同で確定給付企業年金を実施する場合には、財政責任の明確化及び財政基盤の安定化の観点から、掛金については、各実施事業所（確定給付企業年金法（平成13年法律第50号）第4条に規定する「実施事業所」をいう。以下同じ。）が一律に負担することを原則としているが、実施事業所が増加する場合又は<u>実施事業所共通の給付区分の上</u>に一部の実施事業所による<u>上乘せ</u>の給付区分を設ける場合については、増加した実施事業所とそれ以外の実施事業所との間又は各給付区分の状況を勘案した掛金等の特例的扱いを認めることとしたこと。</p> <p>第2 用語の定義</p>

(1) ~ (5) (略)

(6) 補足掛金

規則第45条第3項に規定する補足掛金額に相当する掛金であって、次の①~③に定めるところにより算定したものをいう。

① 特別掛金

規則第46条に定めるところにより算定した掛金をいう。

② リスク対応掛金

規則第46条の2に定めるところにより算定した掛金をいう。

③ 特例掛金

規則第44条に定めるところにより算定した掛金をいう。

(7) リスク分担型企業年金

規則第1条第3号に規定するリスク分担型企業年金をいう。

(8) リスク分担型企業年金掛金

規則第45条第4項に規定するリスク分担型企業年金掛金額に相当する掛金をいう。

(9) ・ (10) (略)

(11) 基準日

規則第49条及び規則第57条第1項に規定する計算基準日をいう。

(1) ~ (5) (略)

(新設)

(6) 特別掛金

規則第45条第3項に規定する補足掛金額に相当する掛金であって、規則第46条に定めるところにより算定したものをいう。

(新設)

(7) 特例掛金

規則第45条第3項に規定する補足掛金額に相当する掛金であって、規則第44条に定めるところにより算定したものをいう。

(新設)

(新設)

(8) ・ (9) (略)

(10) 基準日

規則第49条に規定する計算基準日をいい、財政検証においては当該財政検証の対象となる事業年度の末日をいう。

(12) ～ (15) (略)

(16) 通常予測給付現価

規則第43条の規定に基づき計算した規則第4条第3項に規定する通常予測給付額の現価に相当する額（規則第44条に基づく次回の財政再計算までに発生する積立不足の予想額の現価を加算している場合には、当該予想額の現価を含む額とする。）をいう。

(17) (略)

(18) 補足掛金収入現価

補足掛金額の予想額の現価に相当する額をいう。補足掛金収入現価は、次の①から③までに分類される。

① 特別掛金収入現価

(略)

② リスク対応掛金収入現価

リスク対応掛金額の予想額の現価に相当する額をいう。

③ 特例掛金収入現価

(略)

(19) リスク分担型企業年金掛金収入現価

リスク分担型企業年金掛金額の予想額の現価に相当する額をいう。

(20) 数理債務の額

通常予測給付現価から標準掛金収入現価を控除した額をいう。

(21) 過去勤務債務の額

(11) ～ (14) (略)

(15) 給付現価

規則第43条の規定に基づき計算した給付に要する費用の予想額の現価に相当する額（規則第44条に基づく次回の財政再計算までに発生する積立不足の予想額の現価を加算している場合には、当該予想額の現価を含む額とする。）をいう。

(16) (略)

(新設)

(17) 特別掛金収入現価

(略)

(新設)

(18) 特例掛金収入現価

(略)

(新設)

(19) 数理債務

給付現価から標準掛金収入現価を控除した額をいう。

(20) 過去勤務債務の額

規則第46条第1項に規定される過去勤務債務の額（規則第44条に基づき、通常予測給付現価に次回の財政再計算までに発生する積立不足の予想額の現価を加算している場合には、当該予想額の現価を控除した額とする。）をいう。

(22) 財政悪化リスク相当額

規則第43条第1項の規定に基づき算定された通常の予測を超えて財政の安定が損なわれる危険に対応する額をいう。

(23) リスク対応額

規則第46条の2第1項第1号に規定するリスク対応額をいう。

(削る)

(24) ・ (25) (略)

(26) 移転実施事業所

法第75条第1項の規定に基づき分割された規約型企業年金の実施事業所、法第77条第1項の規定に基づき分割された基金の実施事業所、法第79条第1項の規定に基づき他の確定給付企業年金に加入者等に係る給付の支給に関する権利義務を移転された実施事業所又は公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成25年法律第63号。以下「平成25年改正法」という。）附則第5条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第2条の規定による改正前の確定給付企業年金法（以下「改

規則第46条第1項に規定される過去勤務債務の額（規則第44条に基づき、給付現価に次回の財政再計算までに発生する積立不足の予想額の現価を加算している場合には、当該予想額の現価を控除した額とする。）をいう。

(新設)

(新設)

(21) 責任準備金

数理債務から特別掛金収入現価と特例掛金収入現価の合計額を控除した額をいう。

(22) ・ (23) (略)

(24) 移転実施事業所

法第75条第1項の規定に基づき分割された規約型企業年金の実施事業所、法第77条第1項の規定に基づき分割された基金の実施事業所、法第79条第1項の規定に基づき他の確定給付企業年金に加入者等に係る給付の支給に関する権利義務を移転された実施事業所又は法第107条第1項の規定に基づき厚生年金基金に加入者等に係る給付の支給に関する権利義務を移転された実施事業所をいう。

正前確定給付企業年金法」という。）第107条第1項の規定に基づき平成25年改正法附則第3条第11号に規定する存続厚生年金基金（以下「厚生年金基金」という。）に加入者等に係る給付の支給に関する権利義務を移転された実施事業所をいう。

第3 財政計算時の特例

1 特別掛金の算定に係る原則的扱い

(1) 財政計算に用いる資産額は、基準日における純資産額（資産の評価に数理的評価を用いている場合には数理上資産額）から別途積立金の額を控除した額とし、規則第46条第1項の規定により過去勤務債務の額を算定する場合の積立金の額には、当該資産額を用いること。なお、規則第46条第1項第1号、第2号及び第4号の方法により特別掛金を算定する場合において、基準日以降における加入者の数又は加入者の給与の額の変動を見込むことにより算定することができること。

(2) 給付区分を設けている場合は、給付区分ごとに特別掛金を算定することができること。この場合、次の①又は②の方法により資産額を配分し、各給付区分の過去勤務債務の額を算定することにより特別掛金を算定すること。なお、過去勤務債務の額が零を下

第3 財政計算時の特例

1 特別掛金の算定に係る原則的扱い

(1) 財政計算に用いる資産額は、基準日における純資産額（資産の評価に数理的評価を用いている場合には数理上資産額）から別途積立金の額を控除した額とすること。過去勤務債務の額は、給付現価から標準掛金収入現価と当該資産額を控除した額（規則第44条に基づき、給付現価に次回の財政再計算までに発生する積立不足の予想額の現価を加算している場合には、更に当該予想額の現価を控除した額とする。）とし、当該過去勤務債務の額について、規則第46条に基づき特別掛金を算定すること。なお、規則第46条第1項第1号、第2号及び第4号の方法により特別掛金を算定する場合において、基準日以降における加入者の数又は加入者の給与の額の変動を見込むことにより算定することができること。

(2) 給付区分を設けている場合は、給付区分ごとに特別掛金を算定することができること。この場合、次の①又は②の方法により資産額を配分し、前記（1）に定めるところに準じて、各給付区分の過去勤務債務の額を算定し、特別掛金を算定すること。なお、

回る給付区分がある場合には、他の給付区分の過去勤務債務の額から当該下回る額を控除すること。

① 直前の財政検証、前回の財政計算又は当該財政計算の基準日における給付区分に係る数理債務の額の比により按分する方法。

② 直前の財政検証、前回の財政計算又は当該財政計算の基準日における給付区分に係る数理債務の額から当該給付区分に係る特別掛金収入現価と特例掛金収入現価の合計額（当該財政計算の基準日における額の場合は財政計算前の額とする。）を控除した額の比により按分する方法。

(3) 前記(1)又は(2)に定めるところによらず、全部又は一部の実施事業所に係る受給権者の数理債務の額を資産額から控除し、当該数理債務の額を確定給付企業年金全体の数理債務の額から控除した上で、前記(1)又は(2)に定めるところに準じて特別掛金を算定することができること。

(4) (略)

①～③ (略)

ただし、前記(3)により過去勤務債務の額を算定している場合については、前記①又は②の数理債務の額から受給権者に係る額を控除すること。なお、一部の実施事業所に係る給付設計の変更に伴う財政計算を行う場合については、当該給付設計の変更に係る変更後の数理債務の額から変更前の数理債務の額を控除した額（当該額が過去勤務債務の額を上回る場合には、

過去勤務債務の額が零を下回る給付区分がある場合には、他の給付区分の過去勤務債務の額から当該下回る額を控除すること。

① 直前の財政検証、前回の財政計算又は当該財政計算の基準日における給付区分に係る数理債務の額の比により按分する方法。

② 直前の財政検証、前回の財政計算又は当該財政計算の基準日における給付区分に係る数理債務から当該給付区分に係る特別掛金収入現価と特例掛金収入現価の合計額（当該財政計算の基準日における額の場合は財政計算前の額とする。）を控除した額の比により按分する方法。

(3) 前記(1)又は(2)に定めるところによらず、全部又は一部の実施事業所に係る受給権者の数理債務の額を資産額から控除し、当該数理債務の額を確定給付企業年金全体の数理債務の額から控除した上で、前記(1)又は(2)に定めるところに準じて過去勤務債務の額を算定し、前記(1)に定めるところに準じて特別掛金を算定することができること。

(4) (略)

①～③ (略)

ただし、前記(3)により過去勤務債務の額を算定している場合については、前記①又は②の数理債務の額から受給権者に係る額を控除すること。なお、一部の実施事業所に係る給付設計の変更に伴う財政計算を行う場合については、当該給付設計の変更に係る変更後の数理債務から変更前の数理債務を控除した額（当該額が過去勤務債務の額を上回る場合には、過去勤務

過去勤務債務の額とする。以下「差分額」という。ただし、当該給付設計の変更起因する額に限る。)を②の過去勤務債務の額から控除した額について、②の方法により各実施事業所に配分し、給付設計の変更を行った実施事業所については当該差分額を配分された額に加算することができること。

(5) 実施事業所が増加する場合は、前記(1)から(4)に定めるところによらず、当該増加に係る財政計算の基準日における当該実施事業所の過去勤務債務の額(基準日における当該事業所の数理債務の額から当該事業所の増加に伴い資産管理運用機関又は基金(以下「基金等」という。)が受換した資産を控除した額をいう。)について、当該事業所の特別掛金を算定することができること。この場合において、当該実施事業所と給付の内容が同一の集団と同じ償却方法により算定すること。ただし、予定償却期間、償却割合は別に設定できること。なお、実施事業所が増加したとしても、規則第50条に該当していない場合は、財政計算を行わず、当該実施事業所の過去勤務債務の額に係る特別掛金のみを算定することができること。

(6) 法第3条の規定により確定給付企業年金を実施する場合、法第74条の規定により規約型企業年金が統合する場合、法第76条により基金が合併する場合又は法第79条、第80条、第81条、改正前確定給付企業年金法第111条及び第112条の規定により権利義務の承継を行う場合(権利義務の移転を行う確定給付企業年金の実施事業所の事業主の全部又は厚生年金基金の設立事業所の事業主の全部が、権利義務の承継を行う確定給付企業年

債務の額とする。以下「差分額」という。ただし、当該給付設計の変更起因する額に限る。)を②の過去勤務債務の額から控除した額について、②の方法により各実施事業所に配分し、給付設計の変更を行った実施事業所については当該差分額を配分された額に加算することができること。

(5) 実施事業所が増加する場合は、前記(1)から(4)に定めるところによらず、当該増加に係る財政計算の基準日における当該実施事業所の過去勤務債務の額(基準日における当該事業所の数理債務から当該事業所の増加に伴い資産管理運用機関又は基金(以下「基金等」という。)が受換した資産を控除した額をいう。)について、当該事業所の特別掛金を算定することができること。この場合において、当該実施事業所と給付の内容が同一の集団と同じ償却方法により算定すること。ただし、予定償却期間、償却割合は別に設定できること。なお、実施事業所が増加したとしても、規則第50条に該当していない場合は、財政計算を行わず、当該実施事業所の過去勤務債務の額に係る特別掛金のみを算定することができること。

(6) 法第3条の規定により確定給付企業年金を実施する場合、同第74条の規定により規約型企業年金が統合する場合、同第76条により基金が合併する場合、同第79条、第80条、第81条、第111条、第112条若しくは附則第25条の規定により権利義務の承継を行う場合(権利義務の移転を行う確定給付企業年金の実施事業所の事業主の全部、厚生年金基金の設立事業所の事業主の全部又は適格退職年金契約を締結している事業主の全部が、

金の実施事業所の事業主の全部となる場合を除く。)又は給付区分を新たに設ける場合(当該給付区分に係る特別掛金に限る。)についても、(5)と同様の取扱いとする。

2 リスク対応掛金の算定に係る原則的扱い

(1) 給付区分を設けている場合は、給付区分ごとにリスク対応掛金を算定することができること。この場合、前記1(2)の①又は②の方法によりリスク対応額を配分し、各給付区分のリスク対応掛金を算定すること。

(2) 前記(1)に定めるところによらず、(1)のリスク対応額について、前記1(4)の①又は②に準じた方法により配分した額に基づいて、実施事業所ごとにリスク対応掛金が算定できること。この場合において、同一給付区分においては、規則第46条の2第1項各号に規定する拠出方法のうち同一の拠出方法を用いることとし、後記(3)により算定されるリスク対応掛金を除き、同項第1号に規定する予定拠出期間(以下「予定拠出期間」という。)の完了日又は第3号に規定する一定の割合(以下「拠出割合」という。)は同一のものとする。

(3) 実施事業所が増加する場合は、前記(1)又は(2)に定めるところによらず、当該増加に係る財政計算の基準日における当該実施事業所の財政悪化リスク相当額を、実施事業所が増加する前の財政悪化リスク相当額に当該実施事業所の増加に伴い増加することとなる資産額の割合を乗じて算定することによりリスク対応額を設定し、当該事業所のリスク対応掛金を算定することができるこ

権利義務の承継を行う確定給付企業年金の実施事業所の事業主の全部となる場合を除く。)又は給付区分を新たに設ける場合(当該給付区分に係る特別掛金に限る。)についても、(5)と同様の取扱いとする。

(新設)

と。この場合において、当該実施事業所と給付の内容が同一の集団と同じ拠出方法により算定すること。ただし、予定拠出期間、拠出割合は別に設定できること。なお、実施事業所が増加したとしても、規則第50条に該当していない場合は、当該実施事業所のみに係るリスク対応掛金を算定することができること。

(4) 法第3条の規定により確定給付企業年金を実施する場合、法第74条の規定により規約型企業年金が統合する場合、法第76条により基金が合併する場合又は法第79条、第80条、第81条、改正前確定給付企業年金法第111条及び第112条の規定により権利義務の承継を行う場合（権利義務の移転を行う確定給付企業年金の実施事業所の事業主の全部又は厚生年金基金の設立事業所の事業主の全部が、権利義務の承継を行う確定給付企業年金の実施事業所の事業主の全部となる場合を除く。）又は給付区分を新たに設ける場合（当該給付区分に係るリスク対応掛金に限る。）についても、(3)と同様の取扱いとする。

(5) 給付区分又は事業所ごとに特別掛金及びリスク対応掛金を設定する場合には、当該リスク対応掛金の予定拠出期間の残存期間は、当該特別掛金の予定償却期間の残存期間よりも長い期間でなければならないこと。

3 給付区分毎に資産を区分している場合の特例

(1) 前記1の(1)から(3)にかかわらず、後記第4の1に規定する給付区分を設けている場合は、給付区分ごとに区分された資産額により、前記1に定めるところに準じて特別掛金を算定すること。

2 給付区分毎に資産を区分している場合の特例

前記1の(1)から(3)にかかわらず、後記第4の1に規定する給付区分を設けている場合は、給付区分ごとに区分された資産額により、1の(1)に準じて、各給付区分の過去勤務債務の額を算定し、前記1に定めるところに準じて特別掛金を算定すること。

(2) 前記2の(1)にかかわらず、後記第4の1に規定する給付区分を設けている場合であって、当該区分別に資産を運用している場合には、給付区分ごとに財政悪化リスク相当額を算定することによりリスク対応額を設定し、リスク対応掛金を算定すること。ただし、制度全体で資産を一括して運用している場合は、リスク対応額を給付区分ごとに区分された資産額の比により按分する方法により配分し、リスク対応掛金を算定すること。

4 後記第5に定める承継事業所償却積立金を設けている場合の特例

(1) 後記第5に定める承継事業所償却積立金を有する実施事業所が特別掛金を拠出することとなるときは、承継事業所償却積立金又は当該実施事業所の特別掛金額のいずれか小さい額を当該実施事業所の特別掛金額から控除すること。

(2) 後記第5に定める承継事業所償却積立金を有する実施事業所がリスク対応掛金を拠出することとなるときは、承継事業所償却積立金又は当該実施事業所のリスク対応掛金額のいずれか小さい額を当該実施事業所のリスク対応掛金額から控除すること。ただし、当該実施事業所が特別掛金及びリスク対応掛金のいずれも拠出することとなるときは、「承継事業所償却積立金又は」を「承継事業所償却積立金から当該実施事業所の特別掛金額を控除した額又は」と読み替える。

(新設)

3 後記第5に定める承継事業所償却積立金を設けている場合の特例

後記第5に定める承継事業所償却積立金を有する実施事業所が特別掛金を拠出することとなるときは、承継事業所償却積立金又は当該実施事業所の特別掛金額のいずれか小さい額を当該実施事業所の特別掛金額から控除すること。

第4 給付区分別途積立金

1・2 (略)

(削る)

3 新たに給付区分ごとに資産を管理する場合等

次の(1)又は(2)の場合に、新たに給付区分ごとに資産を管理することができること。ただし、全部の実施事業所に共通の給付区分のみとなった場合又は共通の給付区分以外の給付区分について受給権者のみとなる場合を除き、給付区分ごとの資産区分を廃止することはできないこと。

(1) 法第74条の規定により規約型企業年金を統合する場合
又は法第76条の規定により基金を合併する場合

(2) 共通給付区分のみの制度において、一部の実施事業所を対象として新しい給付区分を設けたとき、その他資産を給付区分ごとに区分して管理することが必要と事業主等が判断した場合

第4 給付区分別途積立金

1・2 (略)

3 給付区分ごとに資産を区分する場合の財務諸表等の取扱い

(1) 決算に関する書類

年金経理について、承認認可基準通知別紙4の「勘定科目説明」に基づき、給付区分ごとに貸借対照表及び損益計算書を作成し(各表の右上に給付区分を明記すること。)、それぞれ全体の貸借対照表及び損益計算書の後に添付すること。

(2) 財政計算に関する書類

「承認認可基準通知」における様式C3-イ、様式C3-ウ、様式C4-イ及び様式C4-ウについては、給付区分ごとに記載すること。

4 新たに給付区分ごとに資産を管理する場合等

次の(1)又は(2)の場合に、新たに給付区分ごとに資産を管理することができること。ただし、全部の実施事業所に共通の給付区分のみとなった場合又は共通の給付区分以外の給付区分について受給権者のみとなる場合を除き、給付区分ごとの資産区分を廃止することはできないこと。

(1) 法第74条の規定により規約型企業年金を統合する場合
又は同第76条の規定により基金を合併する場合

(2) 共通給付区分のみの制度において、一部の実施事業所を対象として新しい給付区分を設けたとき、その他資産を給付区分ごとに区分して管理することが必要と事業主等が判断した場合

なお、新たに給付区分ごとに資産を管理する場合の給付区分ごとの資産は、新たに給付区分ごとに資産を区分する日における資産を、次のア又はイのいずれかの方法により算定した額とすること。

ア 直前の財政検証又は当該財政計算の基準日における数理債務の額から補足掛金収入現価を控除した額の比により按分する方法

イ 直前の財政検証又は当該財政計算の基準日における最低積立基準額の比により按分する方法

ただし、新たに給付区分を設け、当該給付区分に係る数理債務の額に充てるものとして基金等が資産を受換する場合については、当該受換資産を当該給付区分の資産として区分することができること。

4 (略)

5 その他

規則第44条に規定する掛金については、前記第3の3に準じて、給付区分ごとに掛金を算定し、規則第59条に規定する掛金については、同条に基づき確定給付企業年金全体で算定した額を、資産額が最低積立基準額を下回る額の比その他合理的な方法に基づき給付区分ごとに配分すること。

また、給付区分ごとに資産を区分する場合の前記第1の(14)の資産評価調整加算（控除）額については、資産を一括して運用している場合についても、給付区分ごとに算定すること（ただし、数理的評価の方法は同一のものとする）ができるこ

なお、新たに給付区分ごとに資産を管理する場合の給付区分ごとの資産は、新たに給付区分ごとに資産を区分する日における資産を、次のア又はイのいずれかの方法により算定した額とすること。

ア 直前の財政検証又は当該財政計算の基準日における数理債務の額から特別掛金収入現価と特例掛金収入現価の合計額を控除した額の比により按分する方法

イ 直前の財政検証又は当該財政計算の基準日における最低積立基準額の比により按分する方法

ただし、新たに給付区分を設け、当該給付区分に係る数理債務に充てるものとして基金等が資産を受換する場合については、当該受換資産を当該給付区分の資産として区分することができること。

5 (略)

6 その他

規則第44条に規定する掛金については、前記第3の2に準じて、給付区分ごとに掛金を算定し、同第59条に規定する掛金については、同規定に基づき確定給付企業年金全体で算定した額を、資産額が最低積立基準額を下回る額の比その他合理的な方法に基づき給付区分ごとに配分すること。

また、給付区分ごとに資産を区分する場合の前記第1の(13)の資産評価調整加算（控除）額については、資産を一括して運用している場合についても、給付区分ごとに算定すること（ただし、数理的評価の方法は同一のものとする）ができるこ

と。

第5 承継事業所償却積立金

1 趣旨

承継事業所償却積立金は、実施事業所の増加に伴い基金等が受換する資産額が増加時における当該事業所の数理債務の額とリスク対応掛金収入現価の合計額を上回る場合に、当該事業所の積立金として積み立てる勘定科目であること。

2 承継事業所償却積立金の評価

実施事業所に係る承継事業所償却積立金の評価額は、実施事業所の増加に伴う財政計算の基準日における当該実施事業所の増加により基金等が受換した資産額から当該事業所の数理債務の額とリスク対応掛金収入現価の合計額を控除した額（受換した資産額を上回る場合は受換した資産額とする。）について、当該基準日以降、当該確定給付企業年金の運用利回りの実績又は零以上当該確定給付企業年金の予定利率以下で規約で定める利率に基づいて、規約で定めるところにより算定される利子を加算し、後記3によりとりくずした額を控除した額により評価し、確定給付企業年金の承継事業所償却積立金はその合計額とすること。なお、第4の1により、給付区分ごとに資産を区分している場合にあっては、実施事業所の増加により基金等が受換した資産額を前記第4の3のなお書きに準じて各給付区分に配分した上で、上記により給付区分ごとに承継事

と。なお、資産評価調整加算（控除）額を給付区分ごとに算定する場合には、「承認認可基準通知」における様式C7-オの3.については、給付区分ごとに記載すること。

第5 承継事業所償却積立金

1 趣旨

承継事業所償却積立金は、実施事業所の増加に伴い基金等が受換する資産額が増加時における当該事業所の数理債務の額を上回る場合に、当該事業所の積立金として積み立てる勘定科目であること。

2 承継事業所償却積立金の評価

実施事業所に係る承継事業所償却積立金の評価額は、実施事業所の増加に伴う財政計算の基準日における当該実施事業所の増加により基金等が受換した資産額から当該事業所の数理債務を控除した額（受換した資産額を上回る場合は受換した資産額とする。）について、当該基準日以降、当該確定給付企業年金の運用利回りの実績、零以上当該確定給付企業年金の予定利率以下で規約で定める利率に基づいて、規約で定めるところにより算定される利子を加算し、後記3によりとりくずした額を控除した額により評価し、確定給付企業年金の承継事業所償却積立金はその合計額とすること。なお、第4の1により、給付区分ごとに資産を区分している場合にあっては、実施事業所の増加により基金等が受換した資産額を前記第4の4のなお書きに準じて各給付区分に配分した上で、上記により給付区分ごとに承継事業所償却積立金を評価すること。また、法第

業所償却積立金を評価すること。また、法第3条の規定により確定給付企業年金を実施する場合、法第74条の規定により規約型企業年金が統合する場合、法第76条により基金が合併する場合、法第79条、第80条、第81条、改正前確定給付企業年金法第111条及び第112条の規定により権利義務の承継を行う場合（権利義務の移転を行う確定給付企業年金の実施事業所の事業主の全部又は厚生年金基金の設立事業所の事業主の全部が、権利義務の承継を行う確定給付企業年金の実施事業所の事業主の全部となる場合を除く。）又は給付区分を新たに設ける場合についても、上記と同様に承継事業所償却積立金を評価することができるものとする。

3 とりくずす方法

財政計算の結果、承継事業所償却積立金を有する実施事業所が特別掛金又はリスク対応掛金を拠出することとなるときは、第3の4(1)及び(2)により控除した額の合計額につき、承継事業所償却積立金をとりくずすこと。なお、確定給付企業年金が前記第4により給付区分ごとに資産を区分している場合にあつては、承継事業所償却積立金を有する給付区分において特別掛金又はリスク対応掛金を拠出することとなる場合について、上記に準じて承継事業所償却積立金をとりくずすこと。

4 承継事業所償却積立金を設ける場合等

事業主等の判断により、承継事業所償却積立金を新たに設けることができること。承継事業所償却積立金を設けた確定給付企業年金は、前記1に該当する実施事業所が増加した場合には、前記2に基づき承継事業所償却積立金を積み立て、前記第3の1の(1)にお

3条の規定により確定給付企業年金を実施する場合、同第74条の規定により規約型企業年金が統合する場合、同第76条により基金が合併する場合、同第79条、第80条、第81条、第111条、第112条若しくは附則第25条の規定により権利義務の承継を行う場合（権利義務の移転を行う確定給付企業年金の実施事業所の事業主の全部、厚生年金基金の設立事業所の事業主の全部又は適格退職年金契約を締結している事業主の全部が、権利義務の承継を行う確定給付企業年金の実施事業所の事業主の全部となる場合を除く。）又は給付区分を新たに設ける場合についても、上記と同様に承継事業所償却積立金を評価することができるものとする。

3 とりくずす方法

財政計算の結果、承継事業所償却積立金を有する実施事業所が特別掛金を拠出することとなるときは、第3の3により控除した額につき、承継事業所償却積立金をとりくずすこと。なお、確定給付企業年金が前記第4により給付区分ごとに資産を区分している場合にあつては、承継事業所償却積立金を有する給付区分において特別掛金を拠出することとなる場合について、上記に準じて承継事業所償却積立金をとりくずすこと。

4 承継事業所償却積立金を設ける場合等

法第29条に規定する事業主等の判断により、承継事業所償却積立金を新たに設けることができること。承継事業所償却積立金を設けた確定給付企業年金は、前記1に該当する実施事業所が増加した場合には、前記2に基づき承継事業所償却積立金を積み立て、前記

ける財政計算に用いる資産額から、さらに承継事業所償却積立金を控除すること。また、承継事業所償却積立金を設けた場合は、当該積立金を廃止することはできないこと。なお、承継事業所償却積立金を設ける場合にあっては、その旨を規約に明記すること。

第6 リスク分担型企業年金における取扱い

- 1 リスク分担型企業年金にあっては、前記第3から第5までに定めるところによらず、規則第46条の3の規定によりリスク分担型企業年金掛金を算定すること。
- 2 リスク分担型企業年金である給付区分とリスク分担型企業年金でない給付区分を設ける確定給付企業年金にあっては、経理をそれぞれで行うとともに、資産をそれぞれに区分して運用すること。この場合、リスク分担型企業年金でない給付区分においては前記第3から第5までに準じて取り扱い、リスク分担型企業年金である給付区分においては前記1に準じて取り扱い、リスク分担型企業年金である給付区分をリスク分担型企業年金でない給付区分に移行する場合の資産の按分については、前記第4の3ア中「数理債務の額」を「通常予測給付現価」に、「補足掛金収入現価」を「リスク分担型企業年金掛金収入現価」に読み替えて按分する方法又は前記第4の3イの方法により行うこと。

第7 確定給付企業年金の分割等に際し移換する積立金の額の算定方法の取扱いに係る特例

第3の1の(1)における財政計算に用いる資産額から、さらに承継事業所償却積立金を控除すること。また、承継事業所償却積立金を設けた場合は、当該積立金を廃止することはできないこと。なお、承継事業所償却積立金を設ける場合にあっては、その旨を規約に明記すること。

(新設)

第6 確定給付企業年金の分割等に際し移換する積立金の額の算定方法の取扱いに係る特例

1 規則第87条の2第1項第4号の厚生労働大臣が定める場合とは、次の(1)、(2)又は(3)のいずれかに該当する場合とすること。

(1) 承継事業所償却積立金を設けている場合。

(2) 給付区分ごとに資産を管理している場合。

(3) (1)及び(2)に該当する場合

2 規則第87条の2第1項第4号の厚生労働大臣が定める方法とは、前記1の(1)、(2)又は(3)に応じて、次によるものとする。

(1)の場合((3)に該当する場合を除く。) 規則第87条の2第1項第1号から第3号までの「分割時積立金の額」を、「分割日の前日における純資産額から承継事業所償却積立金の額を控除した額」に読み替えて、移換する積立金の額を算出する方法。この場合において、移転実施事業所に係る承継事業所償却積立金の額を、移換する積立金の額に加算すること。

(2)の場合((3)に該当する場合を除く) 規則第87条の2第1項第1号から第3号までの「分割時積立金の額」、「通常予測給付額の現価」、「数理債務の額」、「特別掛金額の予想額の現価」、「第47条に定める掛金額の予想額の現価」及び「最低積立基準額」を、「分割日の前日における給付区分に係る純資産額」、「給付区分に係る通常予測給付額の現価」、「給付区分に係る数理債務の額」、「給付区分に係る特別掛金額の予想額

1 規則第87条の2第1項第3号の厚生労働大臣が定める場合とは、次の(1)、(2)又は(3)のいずれかに該当する場合とすること。

(1) 承継事業所償却積立金を設けている場合。

(2) 給付区分ごとに資産を管理している場合。

(3) (1)及び(2)に該当する場合

2 規則第87条の2第1項第3号の厚生労働大臣が定める方法とは、前記1の(1)、(2)又は(3)に応じて、次によるものとする。

(1)の場合((3)に該当する場合を除く。) 規則第87条の2第1項第1号及び第2号の「分割時積立金の額」を、「分割日の前日における純資産額から承継事業所償却積立金の額を控除した額」に読み替えて、移換する積立金の額を算出する方法。この場合において、移転実施事業所に係る承継事業所償却積立金の額を、移換する積立金の額に加算すること。

(2)の場合((3)に該当する場合を除く) 規則第87条の2第1項第1号及び第2号の「分割時積立金の額」、「給付に要する費用の額の予想額の現価」、「数理債務の額」、「特別掛金額の予想額の現価」、「第47条に定める掛金額の予想額の現価」及び「最低積立基準額」を、「分割日の前日における給付区分に係る純資産額」、「給付区分に係る給付に要する費用の額の予想額の現価」、「給付区分に係る数理債務の額」、「給付区分に

の現価」、「給付区分に係る第47条に定める掛金額の予想額の現価」及び「給付区分に係る最低積立基準額」に読み替えて、給付区分ごとに同条により算定された額の合計額とする方法。

- (3) の場合 承継事業所償却積立金の額が零を上回る給付区分については、規則第87条の2第1項第1号から第3号までの「分割時積立金の額」、「通常予測給付額の現価」、「数理債務の額」、「特別掛金額の予想額の現価」、「第47条に定める掛金額の予想額の現価」及び「最低積立基準額」を、「分割日の前日における給付区分に係る純資産額から当該給付区分に係る承継事業所償却積立金の額を控除した額」、「給付区分に係る通常予測給付額の現価」、「給付区分に係る数理債務の額」、「給付区分に係る特別掛金額の予想額の現価」、「給付区分に係る第47条に定める掛金額の予想額の現価」及び「給付区分に係る最低積立基準額」に読み替えて(1)により算出した額とし、承継事業所償却積立金の額が零となる給付区分については、規則第87条の2第1項第1号から第3号までの「分割時積立金の額」、「通常予測給付額の現価」、「数理債務の額」、「特別掛金額の予想額の現価」、「第47条に定める掛金額の予想額の現価」及び「最低積立基準額」を、「分割日の前日における給付区分に係る純資産額」、「給付区分に係る通常予測給付額の現価」、「給付区分に係る数理債務の額」、「給

係る特別掛金額の予想額の現価」、「給付区分に係る第47条に定める掛金額の予想額の現価」及び「給付区分に係る最低積立基準額」に読み替えて、給付区分ごとに同条により算定された額の合計額とする方法。

- (3) の場合 承継事業所償却積立金の額が零を上回る給付区分については、規則第87条の2第1項第1号及び第2号の「分割時積立金の額」、「給付に要する費用の額の予想額の現価」、「数理債務の額」、「特別掛金額の予想額の現価」、「第47条に定める掛金額の予想額の現価」及び「最低積立基準額」を、「分割日の前日における給付区分に係る純資産額から当該給付区分に係る承継事業所償却積立金の額を控除した額」、「給付区分に係る給付に要する費用の額の予想額の現価」、「給付区分に係る数理債務の額」、「給付区分に係る特別掛金額の予想額の現価」、「給付区分に係る第47条に定める掛金額の予想額の現価」及び「給付区分に係る最低積立基準額」に読み替えて(1)により算出した額とし、承継事業所償却積立金の額が零となる給付区分については、規則第87条の2第1項第1号及び第2号の「分割時積立金の額」、「給付に要する費用の額の予測額の現価」、「数理債務の額」、「特別掛金額の予想額の現価」、「第47条に定める掛金額の予想額の現価」及び「最低積立基準額」を、「分割日の前日における給付区分に係る純資産額」、「給付区分に係る給付に要する費用の額の予

付区分に係る特別掛金額の予想額の現価」、「給付区分に係る第47条に定める掛金額の予想額の現価」及び「給付区分に係る最低積立基準額」に読み替えて同条により算定された額とし、各給付区分の額の合計額とすること。

第8 実施事業所の減少に係る掛金の一括拋出の取扱いに係る特例

規則第88条の2第1項第6号の厚生労働大臣が定めるところにより計算した額とする方法とは、前記第7の1の(1)、(2)又は(3)に応じて、次によるものとする。

(略)

第9 終了時の掛金の一括拋出の取扱いに係る特例

規則第98条の2の厚生労働大臣が定める方法とは、前記第7の1の(1)、(2)又は(3)に応じて、次によるものとする。

(略)

第10 その他

事業主等は、規約において、法第75条の規定に基づき規約型企业年金を分割する場合の積立金の分割、法第77条の規定に基づき基金を分割する場合の積立金の分割又は法第79条第3項若しくは改正前確定給付企業年金法第107条第4項の規定に基づき権利義務の移転を行う場合に移換する積立金の額に関する事項を定

想額の現価」、「給付区分に係る数理債務の額」、「給付区分に係る特別掛金額の予想額の現価」、「給付区分に係る第47条に定める掛金額の予想額の現価」及び「給付区分に係る最低積立基準額」に読み替えて同条により算定された額とし、各給付区分の額の合計額とすること。

第7 実施事業所の減少に係る掛金の一括拋出の取扱いに係る特例

規則第88条の2第1項第4号の厚生労働大臣が定めるところにより計算した額とする方法とは、前記第6の1の(1)、(2)又は(3)に応じて、次によるものとする。

(略)

第8 終了時の掛金の一括拋出の取扱いに係る特例

規則第98条の2の厚生労働大臣が定める方法とは、前記第6の1の(1)、(2)又は(3)に応じて、次によるものとする。

(略)

第9 その他

事業主等は、規約において、法第75条の規定に基づき規約型企业年金を分割する場合の積立金の分割、法第77条の規定に基づき基金を分割する場合の積立金の分割又は法第79条第3項若しくは法第107条第4項の規定に基づき権利義務の移転を行う場合に移換する積立金の額に関する事項を定めなければならない。

めなければならぬ。